

生鮮食品・業務用食品の 表示に関する調査会 中間報告

平成26年3月26日

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

検討課題1 食品表示基準における「生鮮食品」と「加工食品」の整理について

1-1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分

1-2 現行の食品衛生法に規定されている食品の取扱い

1-3 現行のJAS法に規定されている食品の取扱い(異種混合について)

検討課題2 生鮮食品の表示基準のイメージ案について

検討課題3 生鮮食品における表示基準の統合について

検討課題4 業務用食品への表示について

4-1 業務用加工食品の表示事項と表示方法について

4-2 業務用生鮮食品の表示事項と表示方法について

4-3 業務用食品の表示の媒体について

検討課題5 販売の用に供する添加物の表示について

<今後の検討課題>

検討課題6 生鮮食品関係の用語の統一

等

1-1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分

▷ 背景：資料2（4頁）

▷ 考え方：資料2（5～6頁）

○消費者庁提案の新基準（案）

食品表示基準の「加工食品」と「生鮮食品」に該当する食品は、原則として、JAS法の「加工食品」と「生鮮食品」と同様とする。具体的には、次を基にして定める。 ＜資料2 9頁＞

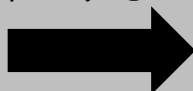
加工食品	現行JAS法の加工食品品質表示基準の別表1
生鮮食品	現行JAS法の生鮮食品品質表示基準の別表

製造や加工の工程を経た食品については「加工食品」とし、調整や選別の工程を経た食品については、加工に至らない工程を経たものとして「生鮮食品」と整理する ＜資料2 13頁＞



○調査会で出された主な意見（詳細は議事録参照）

・加工・製造・調整・選別といった用語の定義について、現行法令における用語との整理や実態を踏まえて明確にすることが必要である。



継続審議

1-1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分

○消費者庁提案の新基準（修正案） <資料3-1 2～4頁>

用語	定義	区分	具体の行為の説明例
製造	その原料として使用したものとは本質的に異なる新たなものを作り出すこと	加工食品 （製造又は加工された飲食物として別に定めるもの）	資料3-1 3頁参照
加工	あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること		
調整	一定の作為は加えるが、加工には至らないもの	生鮮食品 （加工食品及び添加物以外の飲食物として別に定めるもの）	資料3-1 4頁参照
選別	一定の基準によって仕分け、分類すること		



○調査会で出された主な意見（詳細は議事録参照）

- ・現行の食品衛生法の説明例も必要なのではないか。
- ・製造と加工の区別も含めて整理すべき。
- ・どのような手段を取るとどちらの区分になるのか整理してほしい。



継続審議

1－1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分

○消費者庁提案の新基準（修正案） <資料3 2頁>

用語	定義	区分	具体の行為の説明例
製造	その原料として使用したものとは本質的に異なる新たなものを作り出すこと	加工食品 （製造又は加工された飲食物として別に定めるもの）	資料3 3～4頁参照
加工	あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること		
調整	一定の作為は加えるが、加工には至らないもの	生鮮食品 （加工食品及び添加物以外の飲食物として別に定めるもの）	資料3 5～6頁参照
選別	一定の基準によって仕分け、分類すること		

※食品衛生法上の「製造」又は「加工」として扱っているものの具体例も示された。<資料3 7頁>



○調査会でとりまとめた方向性

製造、加工、調整、選別の定義については消費者庁の提案内容が支持された。

ただし、どのような行為が当てはまるかについては、Q&Aやガイドラインでの説明が必要であるとする意見が多く出た。

○補足意見（詳細は議事録参照）

・食品衛生法上「製造」「加工」と扱われているものについても新基準の定義における整理が必要である。

・Q&A等を作成するもととなる議論を当調査会の中で行いたい。

1-2 現行の食品衛生法に規定されている食品の取扱い

▶ 背景: 資料2(15頁)

▶ 考え方: 資料2(15頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

①「加工食品」と「生鮮食品」のどちらに整理された場合であっても、衛生上の観点から必要とされていた事項については、引き続き、表示を義務付けることとする <資料2 16頁>

②食品衛生法における簡易な調理、加工のみが施された食品で、食品衛生法規定の食品でないもののうち、食品表示法上「加工食品」と整理するものについては、現行のJAS法に定める表示事項に加え、新たに、衛生上の観点から必要とされる事項(アレルギー表示、製造所(加工所)の所在地及び製造者(加工者)の氏名等)を記載することとする <資料2 17頁>

②については第2回 資料3-2 4頁に再掲



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が支持された(第2回において確認)。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・現行の表示事項から変更がある場合について整理が必要である。

1-3 現行のJAS法に規定されている食品の取扱い
(異種混合について)

▷ 背景: 資料2(19頁)

▷ 考え方: 資料2(20頁)

○消費者庁提案の新基準(案) <資料2 20~21頁>

異種混合の 種別	考え方	食品の例	区分
組合せ 盛り合わせ	各々の生鮮食品を単に組み合わせたり盛り合わせただけで、 ばらばらに飲食、調理等されることが想定されるもの	焼肉セット、刺身 盛り合わせ	生鮮食品
混合	各々の生鮮食品が混合されて、1つの商品としてそのまま 飲食、調理等されることが想定されるもの	サラダミックス、 合挽肉	加工食品



○第1回調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・生鮮食品の組合せにごく一部加工食品が入ったものも加工食品とするのは一般的な感覚に合うか。
- ・将来的に出てくることが予想される様々な異種混合品も整理できる考え方とすべきである。
- ・生鮮食品と加工食品の区分を考える上での実態を踏まえるべきである。

⇒第2回調査会において、消費者庁から実態把握についての資料が示された。<資料3-2 12~17頁>

○第2回調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

- ・加工食品から生鮮食品に区分が変わる食品について、特にインスタ加工では実行可能性が乏しい。
- ・異種混合の中で加工食品と生鮮食品に分かれることは消費者の視点からわかりにくい。
- ・安全性の情報が最優先にされるべきである。



継続審議

生鮮食品の表示基準のイメージ案について

▷ 背景: 資料1(3~6頁)

▷ 考え方: 資料1(7頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

<詳細は資料1 2、8頁>

次頁のイメージ(資料1 2頁より引用)とする。なお、横断的事項、個別的事項の考え方は下記のとおりとする。

横断的事項に整理するもの

原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
〔名称、原産地〕

生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の食品に表示の方法の規定を設けているもの〔名称〕

生鮮食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの〔遺伝子組換え食品、放射線を照射した旨 等〕

個別的事項に整理するもの

現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の食品に限定して義務付けるもの〔原料玄米(玄米及び精米)、精米年月日(玄米及び精米)、栽培方法(しいたけ) 等〕

現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令それぞれの対象食品に限定して義務付けるもの〔期限表示(食品衛生法の対象品目)、鳥獣の種類(食肉) 等〕

○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・遺伝子組換え食品、放射線を照射した旨の表示については、「一定の要件を満たした食品」というよりは、「特定の生産方法もしくは特定の処理が行われた食品」とする方が正確である。

食品表示基準(生鮮食品の基準イメージ)(案)

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
- ・生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の生鮮食品に表示の方法の規定を設けているもの
- ・生鮮食品のうち、一定の要件を満たした生鮮食品に義務付けるもの

- ・名称
- ・原産地
- ・遺伝子組換え食品
- ・放射線を照射した旨 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・JAS法の生鮮食品品質表示基準
- ・JAS法の遺伝子組換え食品品質表示基準(*2)
- ・JAS法の個別品質表示基準(1基準)

【個別的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の生鮮食品に限定して義務付けるもの
- ・現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令のそれぞれの対象食品に限定して義務付けるもの

- ・解凍されたものである旨
- ・養殖されたものである旨
- ・期限表示
- ・添加物 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)
- ・JAS法の個別品質表示基準(3基準)

食品衛生法の表示基準府令(*1)

シアン化合物を含有する豆類／切り身又はむき身にした鮮魚介類を凍結させたもの／放射線照射食品／鶏の卵／食肉／生かき／切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの／あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご

食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)

生乳、生山羊乳及び生めん羊乳

JAS法の個別品質表示基準(3基準)

しいたけ／水産物／玄米及び精米

(*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

(*2)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

(*3)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

第2節 業務用の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の生鮮食品を販売する者が遵守すべき基準

生鮮食品における表示基準の統合について

○消費者庁提案の新基準(案)

<詳細は資料1 4~11頁>

現行法令	項目	新基準における考え方
JAS法	用語の定義	新基準中にそのまま入れ込むこととする
	個別の義務表示事項	玄米及び精米の「名称」⇒ 横断的事項に整理する その他の個別の義務表示事項 ⇒ 個別的事項に整理する
	個別の表示の方法	個別的事項に整理する
	表示禁止事項	①現行の生鮮食品品質表示基準の表示禁止事項を横断的事項と整理する ②個別品質表示基準で規定している「表示すべき事項の内容と矛盾する用語の禁止」については、横断的事項として統一的に整理する ③「玄米及び精米」については、②を除いた表示禁止事項を個別的事項として整理することとする
食品衛生法	個別の義務表示事項	食品衛生法の表示基準府令及び乳等表示基準府令で規定されている対象食品(容器包装されたもの)のうち、「生鮮食品」として区分されるものについては、個別的事項として引き続き採用することとする



○調査会でとりまとめた方向性

現行法令で義務づけられている事項については、消費者庁の提案内容が支持された。

ただし、食品衛生法上の個別義務表示の対象食品の在り方については、他の調査会との整合性を取る必要がある。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・食品衛生法関係の表示事項について、容器包装されていない食品についても、せめて情報伝達の努力義務でも課すことは考えられないか。(一方で、本調査会の範囲を超えているため食品表示部会において議論してはどうかとの意見もあった。)

4-1 業務用加工食品の表示事項と表示方法について

4-2 業務用生鮮食品の表示事項と表示方法について

▶ 背景:資料2(3頁)

▶ 考え方:資料2(13頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

表示事項と表示方法に関し、一般消費者向けの食品に係る表示義務との関係は次のとおりとする(現行と同様)。

<業務用加工食品>

業務用加工食品に必要な表示について <詳細については資料2 15~17頁参照>	表示方法
・安全性の確保に資する情報の表示(名称、期限表示、製造所等の所在地及び製造者等の氏名、添加物を含む食品にあつては、添加物を含む旨、アレルギーを含む食品にあつては、アレルギーを含む旨、保存の方法、使用の方法の基準が定められた食品にあつては、使用の方法、アスパルテームを含む食品にあつては、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、加熱殺菌を要する旨 等) ・選択の機会の確保に資する情報の表示(表示責任を有する者の氏名又は名称及び住所の表示、原料原産地の表示(原料原産地表示対象業務用加工食品の場合) 等)	一般消費者向けの食品と同様の方法で記載することとする。
・選択の機会の確保に資する情報の表示(原材料名の表示)	必ずしも原材料を重量順に記載しなくても、原材料の配合割合を記載するなど、商品を受け取った側が原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように記載すればよい。

内容量、原料原産地(原料原産地表示対象業務用加工食品以外の食品の場合)、栄養成分の表示については義務は課されない。<資料2 16~17頁>

(前頁からのつづき)

<業務用生鮮食品>

業務用生鮮食品に必要な表示について <詳細については資料2 19～21頁参照>	表示方法
・安全性の確保に資する情報の表示(名称、期限表示、加工所等の所在地及び加工者等の氏名、添加物を含む食品にあつては、<u>添加物を含む旨、アレルギーに由来する添加物を含む食品にあつては、当該添加物がアレルギーに由来する旨、保存の方法、使用の方法の基準が定められた食品にあつては、使用の方法、加熱殺菌を要する旨</u> 等) ※下線部については、生鮮食品であっても衛生上の観点からの表示義務を課す食品に限る ・選択の機会の確保に資する情報の表示(原産地の表示(原料原産地の表示を義務とする加工食品の主な原材料となるものの場合) 等)	一般消費者向けの食品と同様の方法で記載することとする。

・原料原産地の表示を義務とする加工食品の主な原材料となるものの以外の場合、原産地の表示については義務は課されない。＜資料2 20～21頁＞



○調査会でとりまとめた方向性
消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・情報がきちんとトレースできるようにしてほしい。
- ・食品表示基準に基づく表示例にある「製造所」「加工所」という記載方法については製造所固有記号制度と併せて議論すべきである。
- ・「安全性の確保に資する情報」という表現は添加物を表示する目的になじまないのではないか。

⇒第3回加工食品調査会において、「安全性に関する情報」という表現に修正された。＜資料2 12頁他＞

4-3 業務用食品の表示の媒体について

▷ 背景:資料2(3頁)

▷ 考え方:資料2(13頁)

○消費者庁提案の新基準(案) <詳細は資料2 23~25頁>

安全性の確保に資する情報	選択の機会の確保に資する情報
現行と同様に、原則として、容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。 ただし、資料2 24頁の表に示した食品に限って、名称と製造所(加工所又は輸入者の営業所)の所在地及び製造者(加工者又は輸入者)の氏名を除き、容器包装以外の表示媒体(送り状等)への記載を認める(詳細な記載方法については24頁参照)。	容器包装以外の表示媒体(送り状等)への記載を認める。食品と送り状等の同一性を確保し正確な情報が伝達されるようにする必要があることから、送り状等として、製品に添付されているものや、製品に添付されていなくとも製品を識別できるものに限って使用を認める。 ※「選択の機会の確保に資する情報」については資料2 17、21頁参照



○調査会でとりまとめた方向性
消費者庁の提案内容が支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・送り状等による情報伝達は、ロットと1対1で紐付くことが重要である。

販売の用に供する添加物の表示について

▷ 背景:資料2(12頁)

▷ 考え方:資料2(15頁)

○消費者庁提案の新基準(案) <詳細は資料2 16~19頁>

食品衛生法に基づく添加物の表示に加えて、JAS法等に基づく下記の表示事項について、現行JAS法上対象となっているものの以外の添加物についても表示義務を課すこととする。

一般消費者向けの添加物	業務用添加物
・内容量 ・表示責任者の氏名又は名称及び住所 ・栄養成分(「栄養上、意味のない食品」については表示義務を免除)	・表示責任者の氏名又は名称及び住所



○調査会で出された主な意見(詳細は議事録参照)

・一般消費者向けと業務用を明確に区別することが可能であるか等の実態を踏まえた上で、義務付ける表示項目について議論すべきである。



継続審議